

16庁房第307号  
平成16年12月6日

財務省関税局長

木村幸俊 殿

文化庁次長

加茂川幸夫

還流防止措置に係る税関実務上の留意事項等について（通知）

著作権又は著作隣接権を侵害する物品の税関における適正かつ効果的な取締りについては、日ごろから御尽力を賜り感謝申し上げます。

このたび、「著作権法の一部を改正する法律」が、さきの第159回国会において成立し、別添1のとおり、平成16年6月9日付けをもって、平成16年法律第92号（以下「改正法」という。）として公布され、専ら国外において頒布することを目的とする商業用レコードに係る還流防止措置（著作権法（昭和45年法律第48号）第113条（新）第5項。以下「本措置」という。）が、平成17年1月1日から施行されることとなりました。

また、上記改正を受け、本措置の対象となる商業用レコードの期間を、国内で最初に発行されてから4年に限定することとする「著作権法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、別添2のとおり、平成16年11月4日付けをもって、平成16年政令第338号として公布され、改正法の施行日から施行されることとなりました。

については、著作権者又は著作隣接権者が本措置を行使するに当たっての実務上の留意事項等について、別添3の文化庁次長の社団法人日本レコード協会会長あて通知（平成16年12月6日付け16庁房第306号）のとおり取りまとめましたので、十分に御了知の上、各税関に対して、その内容の周知徹底を図られるよう、お取扱い方お願いします。